

## アメリカの児童虐待に関する研究(2)

### — マサチューセッツ州の現況 —

児童家庭福祉研究部 須永 進

#### 要 約

先の研究報告(1)に引き続いて、アメリカ・マサチューセッツ州の児童虐待に対する現況について、被虐待児童の年齢別、性別による特徴や虐待の加害者および児童虐待の通告者に関し検討を行った。その結果、いくつか注目すべき特徴が認められた。まず、被虐待児童の年齢と性差では虐待の種別によって違いが見られた。例えば、女兒の身体及び情緒面に対する虐待には年齢で2度のピークのあることが明らかになっている。また、児童の身体に虐待を加える者としては、母親がその半数に及んでいる。これは多くの場合父親による我が国の実情と異なっている。一方性的虐待では父親によるものが4割程度を占めている我が国に比べ、マサチューセッツでは26.7%と低く、多くはその周辺にいる者によって被害を受けている。さらに、児童虐待を発見し通告・通報する義務者を見ると、性的および放任・無視による虐待では医師が、身体への虐待では教師、また情緒・精神面の虐待は法律やその関連機関に所属する者によることが多くなっている。比較的対応の進んでいるマサチューセッツ州の取り組みと、現況を参考に今後の我が国における児童虐待への、より実効性のある総合的な対策の確立を図る必要がある。

見出し語：児童虐待、 被虐待児童、 虐待の加害者、 通告義務者

#### A Study on Child Abuse in America (2) The Present Situation in the State of Massachusetts

This study examined about , in the present situation of the State of Massachusetts , the abused child's age and sex , the perpetrator and mandated . The results were as followed ; It cleared , first , the difference of abused child's age and sex . The physical and emotional abuse for female has two peaks under 17 years old . The perpetrator by their mother , second ; amounted to half the percentage . This point different from our country . On the other hand , the sexual abuse by father has 40 percent in Japan , in this State only 26.7 percent and that the abuse was perpetrated by those around . Most of reports by mandated , for example , sexual abuse and neglect by doctor , physical abuse by teacher , emotional maltreatment by court / enforcement agency mainly . From now on , we must refer to these system and establish practical , total measure for the solution of child abuse' problem in Japan .

key words : child abuse , abused child , perpetrator , mandated

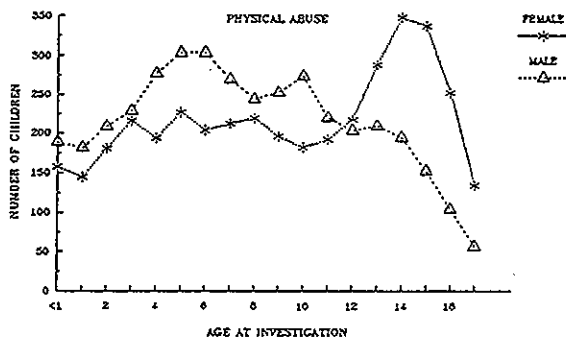
増加傾向にあるアメリカ・マサチューセッツ州における被虐待児童の現況を前回の報告<sup>(1)</sup>に引き続いて見ると、以下ようになる。

### I. 年齢別にみる児童虐待の特徴

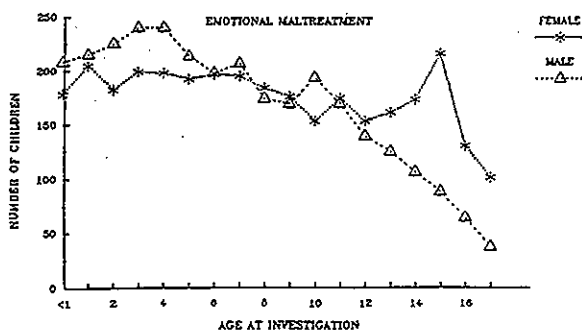
被虐待児童のうち、Physical Abuse (身体への加虐)の年齢別発生数は、(図1)に示される<sup>(2)</sup>。それによると女子の場合、年齢が上がるにつれてその数が増える傾向にあって12歳を起点に急増し14歳をピークに以後減少している。男子では、その反対に幼少時にその被害を受ける児童が多く、年齢とともにPhysical Abuseは減少する。年齢的には男子の場合、5~6歳がピークとなっている。

次いで、Emotional Maltreatment (情緒面、精神面への虐待)では、(図2)のように男女ともに年齢が上がると虐待の発生件数は減少している。特に男子にこうした傾向がはっきりと表れている。しかし、女子では12歳から15歳時にその数が急に増え以後減少している。

(図1)



(図2)



このように、被虐待の発生年齢を通して見ると虐待の種別毎にいくつかの特徴が見られる一方、性差によってもそうした傾向が表れていることが理解できよう。たとえば男子では全般に年齢を経るにしたがって被虐待数が減少したが、女子では Neglectを除くと、Sexual Abuse、Physical Abuse さらには Emotional Maltreatment の発生年齢に2度ピークのあることが明らかになっている。

### II. 児童虐待の加害者

次に、児童を虐待する側すなわち加害者(単独)に関しては下の(表1)に示される<sup>(3)</sup>。

それによると、まず Neglect による虐待では母親が8割(84.8%)以上を占めており、父親はじめ他はすべて1ケタにとどまっている。

また Physical Abuse と Emotional Maltreatment に関してはともに Neglect と同様に母親による虐待がほぼ半数以上を占めているが、同時に父親による虐待も2割強に達している。

一方、Sexual Abuse を見ると実の父親による割合が母親を上回っている。さらに、特徴的には家族以外の者による子どもへの性的虐待が全体の過半数を越えていることである。そのうち、見知らぬ者による性的虐待の割合は34.6%で、ほぼ3人にひとりの割合になっている。

諸状況が異なるために単純には比較できないが、参考までにこれらの結果を日本のケースと比べてみると、いくつかの相違点を見出すことができる。(表2)<sup>(4)</sup>

まず、身体上の虐待(Physical Abuse)ではその主たる加害者が日本では父親(実父)による場合が全体の約4割(38.5%)であるのに対して、マサチューセッツ州では母親(実母)による虐待が半数の50.7%となっている。また、放任や養育の怠慢(Neglect)に関してはともに母親によるものが多いが、その割合を見ると日本が6割(60.1%)であるのに対し、マサチューセッツ州では8割以上(84.8%)を占めている。その反面で、父親による Neglect は、日本の3割弱(28.4%)に比べ、マサチューセッツ州のそれはわずか0.8%と低率にとどまっている。さらに、日本における性的虐待(Sexual Abuse)は父親によるケースが4割(41.7%)であるのに対し、マサチューセッツ州ではそれが26.7%と低くなっている。しかしながら、この性的虐待の加害者の内訳を一步踏み込んで見ると、マサチューセッツ州の場合は親や親類、きょうだいより、被虐待児童の周辺にいる人間によって性的に虐待されていることが大きな特徴として現れている。そのことが日本のケースとの相違点となっている。

(表1) 虐待の加害者 (Perpetrator)

Perpetrator's Relationship	Sexual Abuse No. (%)	Neglect	Physical Abuse	Emotional Maltreatment
Mother	257 ( 5.5)	21,932 (84.7)	6,770 (50.7)	4,198 (63.1)
Father	1,242 (26.7)	2,208 ( 8.5)	3,636 (27.2)	1,680 (25.3)
Stepmother	9 ( 0.2)	30 ( 0.1)	63 ( 0.5)	26 ( 0.4)
Stepfather	239 ( 5.1)	83 ( 0.3)	487 ( 3.6)	140 ( 2.1)
Sibling	144 ( 3.1)	38 ( 0.1)	95 ( 0.7)	18 ( 0.3)
Other Relative	669 (14.4)	481 ( 1.9)	360 ( 2.7)	121 ( 1.8)
Unrelated-Adult- in-Home	281 ( 6.0)	151 ( 0.6)	587 ( 4.4)	176 ( 2.6)
Other Unrelated Caretaker	630 (13.5)	174 ( 0.7)	223 ( 1.7)	61 ( 0.9)
Legal Guardian	5 ( 0.1)	76 ( 0.3)	62 ( 0.5)	19 ( 0.3)
Foster Mother	10 ( 0.2)	267 ( 1.0)	203 ( 1.5)	87 ( 1.3)
Foster Father	58 ( 1.2)	22 ( 0.1)	60 ( 0.5)	10 ( 0.2)
Other Substitute Care Provider	105 ( 2.3)	70 ( 0.3)	122 ( 0.9)	30 ( 0.5)
Family Day-Care	32 ( 0.7)	76 ( 0.3)	53 ( 0.4)	21 ( 0.3)
Center Day-Care	29 ( 0.6)	34 ( 0.1)	26 ( 0.6)	4 ( - )
Unknown	819 (17.6)	214 ( 0.8)	557 ( 4.2)	41 ( 0.6)
Not Applicable	4 ( 0.1)	6 ( - )	5 ( - )	0 ( - )
Other	120 ( 2.6)	35 ( 0.1)	57 ( 0.4)	18 ( 0.3)
<b>Total</b>	<b>4,653</b>	<b>25,897</b>	<b>13,366</b>	<b>6,650</b>

(表2) 主たる虐待者 (日本)

	実父	実母	継父	継母	養父	養母	その他	計
身体上の虐待	106 (38.5)	79 (28.7)	29 (10.5)	15 ( 5.5)	15 ( 5.5)	4 ( 1.4)	27 ( 9.9)	275
無視・放任	111 (28.4)	235 (60.1)	17 ( 4.4)	7 ( 1.8)	3 ( 0.8)	5 ( 1.3)	13 ( 3.3)	391
性的虐待	20 (41.7)	-	10 (20.8)	-	9 (18.8)	-	9 (18.8)	48
情緒・ 精神的虐待	28 (41.2)	20 (29.4)	1 ( 1.5)	12 (17.6)	2 ( 3.0)	3 ( 4.4)	2 ( 2.9)	68

この他子どもに対する虐待の加害者が複数のケースでは両親によるものが性的虐待を除いて多くを占めている。

また、両親以外では母親と婚姻外の関係にある人間による加害の割合が高くなっている。特に性的虐待においてはその傾向が明らかになっている。さらに、どの虐待

も実の母親がかかわっているケースが父親のそれより多数に及んでいることが大きな特徴として見られる。言い換えると、このマサチューセッツ州の児童虐待、とりわけ加害者に関して性的虐待以外のどのケースでも母親の存在が重要な位置を占めているといえる。

Ⅲ. 児童虐待に対する通告者

マサチューセッツ州では、州法により児童虐待を早期に発見し適切な対応を図るために、通告の義務を課している。特に、医師を始め教育、児童福祉、ソーシャルワーカー、法律上の保護者などにはそうした義務の履行が規定されている。一般の人による通告も24時間体制によってDSS (Department of Social services)が中心となって受けつけている。

1990年次における通告義務者によるの通告の割合を見ると、(表3)のようになっている。(6)

例えば、Sexual Abuse に関しては医師による通告が全体の27.4%と高くなっており、次いでDSSソーシャルワーカー、教師となっている。Neglectの通告でも医師が25.3%と高く、次の法律上の保護者等による通告は23.5%になっている。またPhysical Abuse では学校の教師によるものが多く、26.7%を占めている。一方Emotional Maltreatment では法律上の保護者による通告が多く通告義務者の4人にひとりの割合(24.1%)に達している。

この他、一般人による通告や連絡も多く、被虐待児童の発見と即応のシステム化がマサチューセッツ州では進められている。しかし、同時に誤報による人権侵害や通告による新たなトラブルが起きることも近年少なくなき、この通告義務制の慎重な運行を求める動き(誤報によって被害を受けた人達でつくる会)も一部に見られる。

Ⅳ. 総 括

アメリカのマサチューセッツ州における児童虐待の現況を先の第1報に続いて報告したが、その内実についてはいくつかの特徴ある内容や我が国と大きく異なる点を見出す結果となった。

同時にまた、今後増加することが予想される我が国の児童虐待に対し、その対応への具体的なシステム化を進めていく参考になる点も少なくない。

こうした点を踏まえ、児童虐待の防止とそれに対する対策を早急に確立し、子どもの生命と生存の保障を図っていかなければならない。すなわち、子どもの人権を守り、さらにそれを拡大していくためにもより実効性のある取組みが今、急がれるべきであろう。

(注)

1. 須永 進「アメリカにおける児童虐待に関する研究(1)」『日本総合愛育研究所紀要』第29集、p147～150. 1992年
2. Commonwealth of Massachusetts, Department of Social Services (DSS) : CHILD MALTREATMENT STATISTICS, 1990
3. ibid, p 15
4. 全国児童相談所長会「全児相」第47号, 1989年
5. Commonwealth of Massachusetts, DSS : CHILD MALTREATMENT STATISTICS, p 13. 1990

(表 3) Report Source (Mandated)

	Sexual Abuse	Neglect	Physical Abuse	Emotional Maltreatment
No. (%)				
Medical Personnel	13,03 (27.4)	4,883 (25.3)	2,271 (19.7)	1,081 (19.3)
DSS Social Worker	750 (15.7)	2,170 (11.2)	1,036 (9.0)	711 (12.7)
School Personnel	578 (12.1)	2,843 (14.7)	3,074 (26.7)	986 (17.6)
Court/Enforcement	543 (11.4)	4,547 (23.5)	1,827 (15.9)	1,347 (24.1)
Agency				
Private Social	552 (11.6)	1,112 (5.8)	900 (7.8)	431 (7.7)
Service Agency				
Other Agency	134 (2.8)	852 (4.4)	318 (2.8)	235 (4.2)
Substitute/Day Care	283 (5.9)	534 (2.8)	588 (5.1)	132 (2.4)
Other Mandated	619 (13.0)	2,370 (12.3)	1,490 (13.0)	675 (12.7)
Total Mandated	4,762	19,311	11,504	5,598